

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (職員) 第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者（基準府令の規定により障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設	○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (職員) 第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) <u>栄養士</u> (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者（基準府令の規定により障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設

改正後	改正前
にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 (1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 医師 (3) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。） 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 (1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 看護職員	にあつては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 (1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 医師 (3) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。） 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 (1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 看護職員

改正後	改正前
13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。	13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。
14 心理支援を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理支援を行う場合にあっては心理担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。	14 心理支援を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理支援を行う場合にあっては心理担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。
15 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理担当職員について準用する。 (職員)	15 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理担当職員について準用する。 (職員)
第79条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士又は管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準府令第63条第1項に規定するこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 (1) 40人以下の児童を通わせる施設 <u>栄養士又は管理栄養士</u> (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員 (3) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員 (4) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48	第79条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準府令第63条第1項に規定するこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 (1) 40人以下の児童を通わせる施設 <u>栄養士</u> (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員 (3) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員 (4) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48

改正後	改正前
条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員 (5) 当該児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員 2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。 3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 5 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第35号)第2条に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員 (5) 当該児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員 2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。 3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 5 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第35号)第2条に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。